

（公社）日本セラミックス協会
協会誌「セラミックス」原稿執筆および投稿に関する規程

2025 年 5 月 16 日 制定 理事会承認

本規程は、公益社団法人日本セラミックス協会（以下「本会」という。）が発行する協会誌「セラミックス」（以下「本誌」という。）への執筆や投稿に関する基準を定めたものです。本誌は、本会会員およびセラミックス研究者間の情報共有と学術的交流を目的とした和文学術雑誌です。以下の規程を遵守のうえ、原稿執筆や投稿をお願いいたします。

1. 原稿の種類等

1) 原稿の種類

記事を所管する委員会・支部・部会（以下「所管委員会等」という。）が、協会誌編集委員会（以下「編集委員会」という。）か、それ以外（以下「外部委員会等」という。）か等に基づき、下記のとおり分類しています。

（1）依頼原稿・外部依頼原稿

所管委員会等の審議、承認を経て、執筆依頼した原稿のうち、編集委員会が所管する記事を「依頼原稿」、外部委員会等が所管する記事を「外部依頼原稿」とします。

（2）投稿原稿・外部投稿原稿

投稿を受け付けている記事で、所管委員会等からの執筆依頼がなく、著者より本会宛に投稿された原稿のうち、編集委員会が所管する記事を「投稿原稿」、外部委員会等が所管する記事を「外部投稿原稿」とします。なお、外部投稿原稿については、事前に編集委員会の承認を得た場合に限り、投稿受付を可能とします。

2) 記事の種類、記事毎の投稿受付の可否の公表

本誌に掲載している記事の種類や、記事毎の投稿受付の可否は、本会ウェブサイト（https://www.ceramic.or.jp/pub/article_type.html）にて、公表します。

2. 執筆資格

1) 依頼原稿・外部依頼原稿

資格要件は不要とします。ただし、外部依頼原稿に関しては、所管委員会等の判断により、別途、資格要件を設けることも可能とします。

2) 投稿原稿・外部投稿原稿

著者(連名の場合は1名以上)は、本会の名誉会員、正会員、学生会員、特別会員(特別会員として登録されている組織に勤務する者を含む)とします。ただし、外部投稿原稿に関しては、所管委員会等の判断により、別途、資格要件を変更することも可能とします。

3. 執筆要領の通知

1) 依頼原稿・外部依頼原稿

所管委員会等は、著者に対し、執筆依頼の際に、執筆要領を通知します。

2) 投稿原稿・外部投稿原稿

所管委員会等は、投稿を受け付けている記事の執筆要領を、本会ウェブサイト（https://www.ceramic.or.jp/pub/article_type.html）に掲載します。なお、外部投稿原稿に関しては、事前に編集委員会の承認を得た場合に限り、掲載を可能とします。

4. 著作権について

原稿の種類を問わず、本誌に掲載された記事の著作権（原則として著作権法第 27 条および第 28 条に基づく権利を含む）は本会に譲渡されます。著者は掲載号発刊前までに著作権譲渡承諾書でその譲渡範囲と同意を確認するものとします。

本会は、著作権を譲渡された記事について以下の権利を保持します。

- ・印刷物や電子媒体を通じた記事の公開・配布。
- ・翻訳権、翻案権および電子化の二次的著作物の利用に関する権利。

（ただし、著者が原稿執筆にあたって許可を得て転載を行った図表・データ等に関しては、その図表キャプション等にその転載元（著作権所有者）を明記することにより、これらの著作権に関しては転載元に帰属するものとします。）

著者は以下の権利を保持します。

- ・掲載記事を教育目的または個人利用の範囲内で使用する権利。
- ・記事の一部を学術会議やプレゼンテーション、他媒体への執筆で、出典を明記の上、引用または再利用する権利。
- ・著者が所属する研究機関のリポジトリに、論文の最終版（出版社版）を公開する権利。なお、本項の研究機関には営利企業は含めないものとする。

5. 著者の責任

原稿の種類を問わず、著者は自身の執筆部分に関しては、全責任を負うものとします。また、引用・参考文献については、正確性と適切な引用を確保し、第三者の著作物を使用する場合は著作権の許諾（転載許可）を得たうえで、その旨をキャプション等に明記するなどして、他者の知的財産権を侵害しないよう十分に配慮ください。また、執筆にあたっては下記についてご確認をお願いします。

- ・執筆・投稿内容が研究倫理（捏造、改ざん、剽窃の禁止など）に反しないこと。
- ・共著者がいる場合、全員が原稿内容に同意し、責任を分担すること。

6. 掲載の可否と決定

1) 依頼原稿・外部依頼原稿

所管委員会等が内容を審査し、掲載の可否を決定します。なお、所管委員会等は、審査の段階で、著者に対して、字句の訂正、内容の補正等を求めることができます。

2) 投稿原稿・外部投稿原稿

本会事務局は、投稿されてきた原稿を受領後、執筆資格を有している著者により作成された原稿であることを確認したうえで、著者に対して、原稿受理日等を通知します。その後、所管委員会等が内容を審査し、掲載の可否を決定し、著者に結果を通知します。なお、所管委員会等は、審査の段階で、著者に対して、字句の訂正、内容の補正等を求めることができます。

7. その他投稿原稿等とその対応

1) その他投稿原稿

著者より本会宛に投稿された原稿のうち、投稿原稿、もしくは外部投稿原稿いずれにも該当しない原稿（以下「その他投稿原稿」という。）は、原則として、掲載不可とします。なお、所管委員会等（所管委員会等が不明の原稿については編集委員会所管とみなす）の判断に基づき、所管委員会等の審議・承認を経て、新たに執筆依頼をすることにより依頼原稿となる場合に限り、掲載することも可能とします。

2) 執筆未資格著者投稿原稿

投稿原稿、もしくは外部投稿原稿のいずれかに該当するものの、執筆資格を有さない著者により作成された原稿（以下「執筆未資格者投稿原稿」という。）は、原則として、掲載不可とします。なお、所管委員会等の判断に基づき、所管委員会等の審議・承認を経て、新たに執筆依頼をすることにより依頼原稿となる場合に限り、掲載することも可能とします。

8. オープンアクセス

本誌では一部の記事について、著者がオープンアクセス化の費用を支払うこと等によりオープンアクセス公開しています。（オープンアクセス化の費用、可能な件数などは、別途「オープンアクセス化に関する内規」に定める。）

オープンアクセス化された記事（以下「オープンアクセス記事」という。）の著作権は、他の記事と同様に本会に帰属します。ただし、著者は本規程に基づき、以下の非独占的な権利を保持します。

1) オープンアクセス化による著者の権利

著者は、以下の目的でオープンアクセス記事を自由に利用できます。

- ・教育活動、講義、学会発表、研究プロジェクトでの利用。
- ・著者が所属する研究機関のリポジトリ、個人ウェブサイト、または学術ネットワークサービスでの公開。
- ・二次的著作物（例：書籍やレビュー記事）の作成および出版。

2) オープンアクセス記事のライセンス

オープンアクセス記事は、クリエイティブコモンズ表示ライセンス（CC BY-NC-ND 4.0）に基づき公開されます。このライセンスにより、以下の条件で読者が利用できます。

- ・表示（BY）：適切なクレジット（著者、タイトル、著作権者等）を表示。
- ・非営利（NC）：商業目的での利用は禁止。
- ・改変禁止（ND）：元の内容を改変せず、そのまま利用。

3) 自己アーカイブ（グリーンオープンアクセス）

著者は、自身が所属する研究機関のリポジトリ、個人ウェブサイト、または学術ネットワークサービスにおいて、著者最終原稿または誌面掲載版を公開できます。ただし、公開時には「本誌での初回公開」を明示してください。

9. 原稿料について

1) 依頼原稿

「協会誌「セラミックス」原稿料支払内規」で原稿料の額等が定められている記事に対し、原稿料を支払います。なお、著者に対し、執筆依頼時に、原稿料の額、支払い条件等を通知することとします。

2) 外部依頼原稿

あらかじめ、所管委員会等において、原稿料の支払い有無や額、支払い条件等を定めるとともに、著者に対し、執筆依頼時に通知することとします。

3) 投稿原稿・外部投稿原稿

原則として、原稿料は支払われません。

10. 規程の変更

この規程を変更する場合は、編集委員会の議を経て、理事会の承認を得て行うものとします。

附 則 この規程は、理事会承認の日から施行する。

<改訂履歴>

2025年5月16日 制定 理事会承認